

議 長 日程第8「議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例」
について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町生涯学習センターの運営の適正化を図るため、使用料の改
定をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例に
つきまして説明させていただきます。

今回の改正につきましては、松田町生涯学習センターの大ホールや会議室等
を利用する際の使用料金について、受益者負担の原則を踏まえ、運営の適正化
を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

それでは、3枚おめくり頂き、議案の4枚目のA4横、参考資料を御覧ください。
新旧対照表の別表1、ホール基本使用料、右が現行、左が改正案でござ
います。

別表第1は、生涯学習センター大ホールの時間ごとの料金を、午前3時から
全日利用まで6つの区分けをし、それぞれ現行では平日、土曜日、日曜・祝
日を1回とする場合の18パターンに分けて料金設定をしております。それを左
側改正案のとおり、時間ごとの区分分けは変えずに、曜日を平日と土・日・祝
日の全12パターンにし、使用料を改めるものです。

続きまして、2、練習室等の基本使用料（1時間当たり）を御覧ください。
次ページにまたありますが、現在練習室1から和室まで18施設を、時間区分を
午後5時までと午後10時までの2つに分け設定しているうち、使用料の部分
をそれぞれ右の現行から左の改正案のとおり改めるものです。なお、使用料改正
に当たり、規則委任されている減免についての規定のうち、公益性があると町
長が認めるときに減免ができる旨があることから、町民が利用し、福祉の増進
につながるような利用については、現行どおりとなるように配慮していくこと

を考えております。

恐れ入ります、2枚お戻りいただき、議案本文の3ページをお願いします。
附則でございます。施行期日、1、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

2、経過措置です。この条例の施行の際、現に許可を受けているものに関わる使用料等の額は、この条例による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 大分、生涯学習センターのほうの料金の大幅な改定という一部改正の条例だというふうに理解をしております。かなりですね、金額的には大きく変更をされるということの中で、先ほどの町有施設の関係とも関わるんですけども、これだけの…ホールの基本使用料等でですね、対比をしていきたいというふうに考えますが、先ほどと同様にですね、電気料等の影響額が、ここの増額部分でどの程度ですね、金額というわけではなく、何%程度が影響をし、実績として増えていると。そこで料金、ホールの基本使用料等をこれだけの額にしたのか。その辺があればですね、お伺いをしたいと思います。

教 育 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。こちらのセンターのほうの利用料につきましては、歳出というか、経費といたしまして、人件費、需用費、委託料といったものが大きな支出を占めているものでございます。そのうち、電気料につきましては、令和4年度の決算額で、光熱水費というくくりで950万ほど、940万ほど支出をしております。

計算の考え方といたしまして、まず、入ってくるお金を出します。出るお金を計算をいたしまして、その差額分の半分を町負担として設定をさせていただいて…（「違うよ。まだ差し引いてない。」の声あり）すみません、差し引いてないですね。減免をしていない歳入、結局…すみません。（「今経費にかかっている部分の金額をまず半分でしょ。」の声あり）まず、歳入、収入のほうで、直接利用者の方がお支払いしていただく金額に、本来町民の方が負担して

いただくべき金額を仮に仮置きさせていただいて、収入とさせていただいております。歳出のほうが、今申し上げました委託料であるとか電気料であるとか、そういったものを設定させていただいて、その差額分の2分の1を町負担として設定をさせていただいて、その残りの額を、じゃあどういふふうに回収していくのかというところを考え方の基礎に置きました。その中で、各施設の面積案分であったり、稼働率であったり、そういったものを設定をさせていただいて、目標数値をその施設ごとに、例えば展示ホールであったり、大ホールというのは、我々の努力で収入を見込める。一方で、会議室であったり、そういったものはやはり我々がいくらPRをしても、なかなか使用…稼働率が上がらないというような構造的というか、そういったものがございますので、そういったところを加味して、その中でそれぞれの施設の利用料を設定していったと。議員御質問の大ホールにつきましては、もともとの稼働率がやはり大変低うございます。そういった中で、その稼働率をどこまで引き上げるのかとかいったところを設定させていただいて、単価を出していただいて、出しまして、そこから割り返したと、割り戻したというような計算方法をとっておりますので、電気料金をどのくらいというのが、ちょっとそこについてのちょっとお答えができないような状態でございます。以上でございます。

9 番 井 上 電気料金というのはね、電気料金が高騰したので、これの値上げの一要因になったというふうな理解をしたんですけれども、そこは全体、経費全体で捉えてるということだというふうに理解をしました。その辺は、これも付託案件ですのでね、しっかりと常任委員会のほうで審議をしていただきたいと思います。その前にですね、例えばこの大ホールのほうの料金で、利用率のことを今、課長のほうはですね、おっしゃられましたが、例えばですね、一番比較をしやすいのが、近隣とのですね、大ホールを所有する文化会館等の比較でいきたいというふうに思います。

このホール基本使用料のですね、全日で平日と土・日曜日・祝日、平日は全日で12万3,000円、15万6,000円という一部改正案です。それがですね、例えば南足柄市の大ホールはですね、平日は10万9,500円、土・日・祝日が13万5,960

円というふうな金額です。あとですね、小田原のほうの三の丸ホールも平日で
ですね、全日だと12万3,900円、土・日ですと14万4,800円ということです。こ
の辺をですね、検討されたのかどうか。こういった、例えば小田原の三の丸ホ
ール、新しくですね、設備的にもですね、すぐれています。ホール数の…席
数としては小田原の三の丸は1,105席ということで、松田町の場合1,000席ちょ
っとだと思いました。南足柄市は1,110席でもこのくらいの料金だというところ
でいくとですね、かなりそういった近隣のほうの松田町の生涯学習センター
大ホールを利用する場合のですね、利用率を上げるという意味で、こんなに上
げちゃって大丈夫なのかなというふうに思います。それらを近隣のですね、こ
ういった利用料金を比較をしてですね、検討をされたのか。経費との関係から
この金額を出されたということですが、今まではそれらと比べるとかなり、
現行のですね、ホール基本使用料のほうは比べると2分の1ぐらいのですね、
金額であって、今の利用状況ではないかなというふうに考えます。これだけ
ですね、倍以上の金額にすることによって、近隣の施設よりも高くなる。そ
ういった中で、全体の先ほど収支の中から経費が940万というふうなね、説明
ありました。それを超えるですね、例えばその収入を得るために、こういった
金額に条例改正で想定をされていると思うんですけれども、その辺の見込みに
ついてですね、近隣の施設等を超えてしまうような料金設定というのは、利用
回数の減につながるのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょう
か。

教 育 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、近隣の
施設、やはりそういったものを参考にするというのは定石でございますので、
私どものほうでも参考にさせていただいたところではございます。ただし、や
はり現在の松田町の生涯学習センター大ホールの稼働状況を考えたときに、や
はりこの料金設定はやむなしかなというところでございます。

また、昨年度、令和4年度の利用実績を参考までに申し上げますと、稼働時
間として36時間、大ホールが。6回の、年6回の稼働でございました。具体的
にどういった団体が利用しているかというところではございますが、足柄青年会

議所賀詞交換であったり、お金を頂戴した部分でございます。あとは高校の、町外の高校の学習発表会というようなものであったり、今やはり町内の協議会というんですかね、茶業振興会みたいなものがお使いになっていただいて、6回で合計の収入額が25万2,000円でございます。全体の稼働時間から考えた稼働率というのが、1%程度というような状況になっております。こういったものも加味して、もう少し稼働率を上げていきたいという思いがある一方で、やはりあれだけの施設でございますので、維持管理経費にどうしても跳ね返ってきてしまうと。そういったところを考えると、最終的にこの数字を設定をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

9 番 井 上 それでは、これもですね、付託だと思いますので、最後にしたいと思いたが、さらにですね、この料金設定したときに、利用回数、今、令和4年度で年6回ということで説明がありましたが、さらにこれを現状維持と捉えるのかですね、これだけの料金設定の倍以上の金額になるということで、利用率が、収入額が減少するという想定はなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

教 育 課 長 やはり生涯学習センター、地の利はいいと考えております。そういったところで利用していただいているんだなど。言い換えれば、お得意さんという言い方が適切かどうか分からないんですけども、やはりそういった側面を使っていただけるというふうに考えております。以上です。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切らせていただきます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に付託の上審査する

ことにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上審査することに決定いたしました。